身体拘束等適正化のための指針

１．理念

身体拘束は利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。

事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束防止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない療育の実施を心がけます。

２．根拠となる法律及び条例

（１）障害者虐待防止法

（２）明石市障害福祉サービス事業などの人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

 　　　身体拘束を行う場合は、下記の要件を全て満たすことが必要である

* 切迫性：生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと
* 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと
* 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

３．基本方針

（１）事業所内での共通理解

* 身体拘束ゼロ
* 身体拘束の防止に努める

事業所において、やむを得ず一時性の身体拘束を行う可能性がある項目自傷、他害行為があった場合、又はそれを抑制する場合（身体を抑える拘束）

屋外移動時における交通事故等からの危険回避、パニック、発作時等（身体を抑える拘束）

 屋内活動時における交通事故等からの危険回避、パニック、発作時等（身体を抑える拘束）

 飲食、排尿、排便の補助時（身体を抑える拘束）

 被服や身の回りの物の着脱の補助時（身体を抑える拘束）

 手洗い、うがい、手先の消毒、歯磨き時等（身体を抑える拘束）

 クールダウンの為の個室静養時（個室閉鎖的な拘束）

（２）研修の実施

* 定期的な教育や研修（年２回）の実施
* 新任者に対する身体拘束廃止、改善のための研修の実施
* その他必要な教育や研修（事例検討など）

（３）委員会の実施

* 身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善の検討
* 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討
* 身体拘束を実施した場合の解除の検討
* 身体拘束廃止に関する職員全体への指導
* 委員会は所長を委員長とし、職員（非正規雇用も含む）全員で構成する。

（４）身体拘束記録

* やむを得ず身体拘束を行った場合は、専用様式を用いて心身の状況ややむを得

なかった理由などを記入する。

（５）身体拘束の解除（報告）

* 記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やか

に身体拘束を解除する。

* 身体拘束を行った場合は、速やかにご家族へ報告する。

（６）利用者、家族へ対しての説明

* 身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間又は時間帯、期間、場所、改善に向けた
* 取り組みを説明し 十分な理解が得られるように努める。
* 個別支援計画書に身体拘束を行う可能性があることを明記し、同意を得る。
* 身体拘束による行動制限の説明をし、同意を得る。

４．指針の閲覧について

事業所の身体拘束等適正化のための指針は、求めに応じ利用者及び家族

等が自由に閲覧できるように事業所のホームページに公表する。

附則

本指針は令和４年5月１日より施行する。